

市町における障害者差別解消法に基づく『合理的配慮』の提供事例について(平成30年度)

【合理的配慮の提供(法7条第2項関係)】

所属	どのような場面で		どのような障害をお持ちの方に		障害者本人からの合理的配慮の提供に関する申出内容	合理的配慮の提供内容
	場面	「その他」の場面	障害種別	「その他」の障害種別		
1 広島市	職場		精神障害		有	臨時採用職員に採用された際の配属先について、障害の状態も踏まえた上で、判断するよう、配慮した。
2 呉市	窓口対応		肢体不自由		無	来客用の窓口は立った状態で利用する造りであるため、椅子に座って話ができる窓口に誘導した。
3 呉市	窓口対応		肢体不自由		無	申請書等の記入に時間がかかる場合、急がせている印象を与えないよう、必要に応じて窓口から距離を取り、自分のペースで記入できるよう配慮した。
4 呉市	会議・研修		聴覚・平衡機能		無	本会議場に手話通訳者を配置した。
5 呉市	イベント・フォーラム		聴覚・平衡機能		無	不特定多数の人を対象とするイベントにおいて、手話通訳者を配置した。
6 呉市	イベント・フォーラム		聴覚・平衡機能		無	不特定多数の人を対象とするイベントにおいて、パソコン要約筆記を実施した。
7 呉市	イベント・フォーラム		視覚		無	不特定多数の人を対象とするイベントの広報チラシに、音声コードを貼付した。
8 呉市	イベント・フォーラム		聴覚・平衡機能		呉市健康の日ウォーキング大会の開会式において「手話通訳者を配置してほしい」との申出があった。	開会式に手話通訳者を配置した。

【合理的配慮の提供(法7条第2項関係)】

所属	どのような場面で		どのような障害をお持ちの方に		障害者本人からの合理的配慮の提供に関する申出内容	合理的配慮の提供内容
	場面	「その他」の場面	障害種別	「その他」の障害種別		
9 呉市	教育		発達障害		無	保育所において、発達障害を持つ子に対し、次の行動に移りやすいよう、絵や図等を見てわかるように手順書などを改良した。
10 呉市	教育		発達障害		無	保育所において、発達障害を持つ子に対し、担任が変わっても、前年度担任のところで過ごす時間を持ち、子どもが安心できるようにした。
11 呉市	教育		発達障害		無	保育所において、発達障害を持つ子に対し、見通しが持てるよう、スケジュールや2カ月カレンダー等を提示し知らせた。また、急な変更はしないようにした。
12 呉市	教育		発達障害		無	保育所において、発達障害を持つ子に対し、穏やかな声で端的に肯定的な言い方で指示を出した。(子どもの情報の受け取り方や処理の仕方に合った指示)
13 呉市	教育		発達障害		無	保育所において、発達障害を持つ子に対し、不安な時に手に持つ、安心グッズ(トーマス、ミニカー、ブロック等)を用意した。
14 呉市	教育		音声・言語・そしゃく		無	保育所において、発達障害を持つ子に対し、子どものそしゃく状態に合った食事を提供した。おかずごと、ミキサーで攪拌して飲み込みやすくし、誤嚥を予防するよう、子どものそしゃく状態に合った食事を提供した。
15 呉市	教育		聴覚・平衡機能		無	保育士が子どもの正面から話しかけ、子どもの視線の位置を確認した。(補聴器をはずす場面→プール、水遊びなど)
16 呉市	教育		肢体不自由		無	他の子と同じように遊びたいという気持ちに寄り添い、子どもがハイハイで移動する際に危険のないよう、加配保育士が見守った。(必要な場合は、抱っこで移動した)
17 呉市	教育		その他		無	障害を理由に、保育所入所を断らなかつた。

【合理的配慮の提供(法7条第2項関係)】

所属	どのような場面で		どのような障害をお持ちの方に		障害者本人からの合理的配慮の提供に関する申出内容	合理的配慮の提供内容
	場面	「その他」の場面	障害種別	「その他」の障害種別		
18 呉市	その他	展示物鑑賞	視覚		付き添いの方から、「ハンズオン対応はありますか？」と問い合わせがあった。	展示物に触れることは禁止されているが、一部のものについては、学芸員立ち会いのもとに、視覚障害を持つ人が直接、手で触れることができることとした。(要予約)
19 呉市	その他	就学時健康診断	発達障害		児童の保護者から「長時間並んで待つのが苦手である」との申出があった。	待ち時間が発生しないよう、健診の順番を最初にした。
20 呉市	その他	就学時健康診断	発達障害		児童の保護者から「健診などの大勢の人が集まる所では落ち着くことができない」との申出があった。	周囲からの視界が遮られるようなスペースで順番待ちできるようにした。
21 竹原市	教育		その他	在籍する児童生徒の障害	児童生徒の保護者からの就学に向けての意向や希望、思いなど。	障害をもった児童生徒が適切に教育を受けられる環境を整備し学校へ受け入れた。
22 竹原市	教育		知的障害		児童生徒の保護者から学習面の補助等を行う介助員の配置について希望があった。	在籍学級に介助員を配置した。
23 竹原市	教育		発達障害		児童生徒の保護者から突発的な行動に対応する介助員の配置について希望があった。	安全面の確保や危険回避、クールダウン時の対応等を担う介助員を配置した。
24 福山市	交通		内部障害		身体障がい者(心臓機能障がい1級)の人が車椅子で商業施設のシャトルバスに乗車しようとしたが、乗車できなかった。	シャトルバスの運行を受託しているバス会社に確認をしたところ、「シャトルバスは車椅子の専用スペースがなく、安全面から対応できないが、障がい者への配慮については運転手に指導する。」とのことであった。
25 福山市	交通		聴覚・平衡機能		到着駅を知らせる車内アナウンスが聞こえないため、乗り過ごしてしまった。特に夏場においては、車窓のブラインドが下ろされていることがあり、外の景色からの情報を得ることが難しいので、電車内に電光掲示板を設置してほしい。	関係課を通じて、鉄道会社に相談内容を伝えた。電光掲示板の設置は困難だが、耳の不自由な方への配慮として、「筆談によりご案内いたします。係員にお申し出ください。」と記載したシールを窓口に掲示しており、困っていることを駅員まで伝えてもらえれば、対応するとのことであった。

【合理的配慮の提供(法7条第2項関係)】

所属	どのような場面で		どのような障害をお持ちの方に		障害者本人からの合理的配慮の提供に関する申出内容	合理的配慮の提供内容
	場面	「その他」の場面	障害種別	「その他」の障害種別		
26 福山市	交通		聴覚・平衡機能		バスに乗車していたが、車内にヘルプマークの表示がなく、優先座席を譲ってもらえなかった。運転手にマークの趣旨についての研修をしてもらいたい。	バス会社に相談内容について情報提供し、ヘルプマークの啓発用ステッカーが届き次第貼付してもらうよう依頼するとともに、運転手にマークの趣旨や対応方法について周知するよう依頼した。
27 福山市	その他	行政機関	その他	構音障害	発音が正しくできず、電話が困難なため、FAXやメールで問合せができるよう、市の様式の問合せ先の欄にFAX番号とメールアドレスの記載を追加してほしい。	関係課に依頼し、問合せ先の欄にFAX番号とメールアドレスを追加した。
28 福山市	施設利用		視覚		商業施設の入口にある点字ブロックをエレベーターの前まで延長してほしい。また、点字ブロックと床の識別が難しいので、精度を上げてほしい。	点字ブロックをエレベーターの前まで延長することや精度をあげることにについて、2018年度に対応予定。
29 府中市	イベント・フォーラム		聴覚・平衡機能			講演内容を手話で伝える・講演内容の要約をプロジェクターで映す。
30 三次市	会議・研修		聴覚・平衡機能		会議・研修時における手話通訳・要約筆記派遣の要請	要請に基づき、手話通訳・要約筆記の派遣依頼を行った。
21 庄原市	イベント・フォーラム		聴覚・平衡機能			市が実施した講演会、戦没者追悼式等において、手話通訳や要約筆記を配置した。
22 庄原市	その他	郵便物	視覚		市役所からの郵便物だとわかるように、封筒の送り主記載箇所へ点字シールを貼って欲しい。	申し出のとおり障害者宛の郵便封筒の送り主記載箇所へ、市役所とわかる点字シールを貼って郵送している。
23 大竹市	窓口対応		視覚		申請書を代筆して欲しい。	聞き取りにより申請書を代筆した。
24 安芸高田市	イベント・フォーラム		肢体不自由			誘導及び車椅子スペース確保した。

【合理的配慮の提供(法7条第2項関係)】

所属	どのような場面で		どのような障害をお持ちの方に		障害者本人からの合理的配慮の提供に関する申出内容	合理的配慮の提供内容
	場面	「その他」の場面	障害種別	「その他」の障害種別		
25 安芸高田市	イベント・フォーラム		聴覚・平衡機能		音声言語での意思疎通ができない。	障害者スポーツ交流会、及びフライングディスク大会に手話通訳者と要約筆記者を派遣した。
26 安芸高田市	会議・研修		聴覚・平衡機能		会議で発言者の声が聴こえない。(聴こえにくい。)	自立支援協議会に要約筆記者を派遣し、会議の簡単な議事録を作成し配布した。
27 府中町	イベント・フォーラム		聴覚・平衡機能			町主催イベントへの手話通訳者及び要約筆記者の派遣 (敬老大会, ヒューマンフェスタ, 成人式, 講演会等)
28 安芸太田町	イベント・フォーラム		聴覚・平衡機能			不特定多数を対象とするイベントにおいて、要約筆記の配置を行った。
29 世羅町	窓口対応		発達障害		音、光、ほこり等に感覚過敏・アレルギーがある。	別室に案内し、落ち着いて話ができる環境を整えた。
30 世羅町	窓口対応		精神障害		家に届いた書類の手続きの可否等が分からず、一式町の窓口へ持参される。	全ての書類について手続きの可否、手続き期限等の内容を一緒に確認し、丁寧に説明して理解・安心していただいた。手続きが必要なものについては担当窓口へつなげた。